

会則・細則

クラブ会員



QUOX TRIATHLON CLUB

会 則

第1条 名称

本クラブは QUOX TRIATHLON CLUB（以下「本クラブ」）と称す。

第2条 所在地

本クラブの所在地は、東京都台東区上野1丁目17番6号広小路ビル8F-Bとする。

第3条 経営・運営

本クラブは、杉本宏樹が経営・運営を行う。

第4条 目的

本クラブは会員がクラブ内の施設を利用して、その心身の健康維持と増進を図り会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第5条 会員

本クラブは会員制とし、本会則第6条に定める入会資格に適合し、本会則・細則に同意した上で、所定の申込手続きにより入会した方を会員とする。会員は、本会則・細則及び本クラブが定めた事項に従うものとする。

第6条 入会資格

会員は次の各項のとおり、本クラブの審査基準をすべて満たす男女とする。

- 16歳以上で、本会則及び本クラブ規定を順守する方。なお、18歳未満の場合は親権者の同意を必要とする。
- 健康状態に異常がなく、医師などに運動を禁じられておらず、本クラブの諸施設の利用に耐えうると認められた方。
- 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- 刺青・タトゥー（大きさやファッションタトゥーにかかわらず）をしていない方。
- 暴力団関係者でない方。
- 本クラブが入会に適すると判断した方。

第7条 会員種別

本クラブの会員種別は、細則のとおりとする。

第8条 入会登録金及びメンバー登録費

会員は細則に定められた入会登録金及びメンバー登録費を入会申込時に支払うものとする。なお、いったん支払われた入会登録金及びメンバー登録費は、返還しないものとする。また、入会登録金及びメンバー登録費は在籍期間のみ有効とし、退会後の再入会は新たに入会登録金及びメンバー登録費を必要とする。

第9条 会費

会員は、細則に定められた会費を、施設利用の有無にかかわらず、会員の選択によって月払いによって、前納にて支払うものとする。なお、いったん支払われた会費は別途本会則または細則に定める場合を除き、返還しないものとする。

第10条 会員種別の変更

- 会員が会員種別を変更する場合は、変更希望月の前月の10日までに本クラブに変更届を提出しなければならない。なお、10日が休館日の場合は前営業日とする。
- 本クラブは、会員が希望する場合には、前月の10日を過ぎた申請であっても受け付けることがあるものとするが、この場合、会員は変更の適用開始月分の会費につき、増額される差額を現金で支払うものとする。なお、減額される差額の返金はできないものとする。

第11条 休会

- 会員が休会する場合は、休会希望月の前月の10日までに本クラブに休会届を提出しなければならない。なお、10日が休館日の場合は前営業日とする。
- 休会の際、会員は細則に定められた休会費を月々支払うものとする。

第12条 退会

会員が退会する場合は、最終利用月の10日までに退会届を本クラブに提出するものとする。なお、10日が休館日の場合は、前営業日とする。また、未納会費その他未納金がある場合には、これを完納して退会するものとする。

第13条 会員資格の一時停止または除名

会員に次の事項の事由が生じた場合、本クラブは会員資格の一時停止または除名の措置をとることができる。

1. 会員が本会則第6条に定める入会資格に適さない状況になった場合。
2. 会員が入会に際し、虚偽の申告を行った場合。
3. 会員が法定伝染病や、感染の恐れがありかつ重篤な症状を発する疾病を有した場合。
4. 会員が医師により、運動を禁止された場合。
5. 会員が本クラブ運営を妨害、または他の施設利用者に迷惑をかけるなど、会員の本クラブ利用が不適当とされる場合。
6. 第三者の介護や介添が必要な場合など、会員が本クラブを利用する際に、会員の安全確保が困難とされる状況になった場合。
7. 会員が会費などの支払いを滞納し、催告にも応じない場合。
8. 施設や設備などを故意に破壊、または備品などを盗難した場合。
9. 本会則・細則及び本クラブが定めた事項に違反した場合。

第14条 会員資格の喪失

次の各項の事由が生じた場合、会員は会員資格を喪失する。

1. 会員本人が死亡したとき
2. 本会則第12条に定める退会手続きが完了したとき
3. 本会則第13条に基づき除名されたとき

第15条 会員証

1. 本クラブは、会員に電子会員証を交付する。
2. 会員が施設を利用する場合、必ず電子会員証を提示するものとする。
3. 電子会員証は会員本人のみが使用し、他人に譲渡及び貸与できないものとする。

第16条 変更事項の届出

会員は、住所や連絡先及びその他入会申込書記載事項に変更が生じた場合には、その変更の内容を速やかに本クラブまで届け出るものとする。

第17条 休館日・臨時休館

1. 本クラブは別途定める年間スケジュールによって休館日を設ける。
2. 本クラブは前項の他、次の事由により必要期間を臨時休館日とすることができる。
 - ① 気象災害などにより施設及び施設周辺が危険な状況と認められる場合や、法令に基づく監督官庁からの指導があった場合など、管理運営上やむを得ないと本クラブが判断した場合。
 - ② 業務上の理由でスタッフ不在となる期間が生じた場合。
3. 前項②の理由により本クラブを全館にわたり長期休館した場合の会費の取り扱いは下記のとおりとする。
 - ① 月間12セッション以上休館した月は、当該月の会費は無料とする。
 - ② 月間6セッション以上11セッション以内休館した月は、当該月の会費は50%減額する。
 - ③ 月間5セッション以内休業した月は、当該月の会費の減額は行わない。

第18条 ビジターの利用

1. 本クラブは、会員以外の者（以下「ビジター」という）の施設の利用を認める。
2. ビジターは施設利用に際し、細則に定める費用を利用の都度支払うものとする。
3. 本クラブは必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとする。
4. ビジターは本会則第6条のすべてを満たす方に限るものとする。

第19条 施設の利用

1. 会員及びビジターは、本クラブの利用に際し、施設のスタッフの指示に従うとともに、本クラブが別に定める規則や掲示物によるルールやマナーなどを守り、これに従わなければならない。
2. 会員が本会則第13条各項の事由に該当する場合の本クラブ利用は禁止とする。
3. 館内での飲酒及び酒気を帯びての入館は禁止とする。
4. 本クラブは必要に応じて施設の利用を一部制限することができる。
5. 館内は、全エリア禁煙とする。

第20条 免責

本クラブを利用するにあたって発生した盗難、傷害、死亡、会員同士のトラブルその他の事故によって会員自身またはビジターが受けた損害については、明らかに本クラブの責に帰する場合を除き、本クラブは一切損害賠償を負わないものとする。

第21条 損害賠償

1. 会員ならびにビジターが、本クラブの利用に際して発生させた人的・物的事故については、本クラブは一切損害賠償の責を負わない。
2. 会員ならびにビジターが、本クラブの諸施設を利用中に、事故の責に帰すべき事由により、本クラブまたは他の会員など第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償をしなければならない。

第22条 個人情報の扱い

会員が本クラブに提供した個人情報は、本クラブ運営・会員サービスの提供及び各種キャンペーンの案内などのために利用するものとする。本クラブは個人情報を法令順守のうえ厳正に取り扱うものとし、会員の同意なしに、第三者に提供することはないものとする。

第23条 附則

本クラブの入会登録金及びメンバー登録費、ならびに会費などについては、経済情報の変動、もしくは、税金などの法的改正、施設の状況などその他諸事情により、変更する場合がある。

第24条 細則など

本会則に定めのない事項ならびに本クラブの運営上必要な事項は、細則に定めるものとする。また、細則に記載していない事項についても、必要に応じて諸規定を定めるものとする。

第25条 改正

本会則の改正は、本クラブが必要に応じてこれを行うものとし、その際、改正内容は施設の所定の場所に一定期間掲示するものとする。改正後の効力は、すべての会員に及ぶものとする。

第26条 本会則の発効

本会則は2026年2月1日より発効する。

細 則

第1条 入会登録金及びメンバー登録費

- ① 本クラブの入会登録金は、1名あたり3,300円（税込）、とし、メンバー登録費（保険代、事務手数料）は、1年あたり5,500円（税込）とする。
- ② 会員は、前項の入会登録金及びメンバー登録費を入会申込時に現金・クレジットカード・口座振替で支払うものとする。なお、いったん支払われた入会登録金及びメンバー登録費は返還されないものとする。
- ③ 2年目以降のメンバー登録費は毎年入会月にクレジットカード決済、口座振替、または自動払込の方法により支払うものとする。

第2条 会費

- ① 本クラブの会費の月額（当月1日から当月末まで）は、会員種別に応じて次の通り規定する。

| 会員種別 | 月会費（税込） |
|----------|---------|
| ライト会員 | 8,800円 |
| スタンダード会員 | 13,200円 |
| プレミアム会員 | 17,600円 |

- ② 会員は、入会申込時に2か月分の会費を現金・クレジットカード・口座振替で支払うものとする。なお、月途中（半月以降）の入会の場合の1ヶ月目の会費の扱いについては、種別ごとに半額分を支払うものとする。
- ③ 3ヶ月目以降の会費について、クレジットカードの場合は毎月20日、口座振替の場合は毎月27日に翌月分の会費を預金口座振替により支払うものとする。なお、20日ならびに27日が金融機関の非営業日の場合は、翌営業日とする。
- ④ 月払いによっていったん支払われた会費は返還されないものとする。

第3条 チケット

本クラブでは入会金・メンバー登録費を支払った場合、会員のみ購入可能なチケットを導入する。チケットは3,300円（税込）（1回1名につき）で、各セッションへ参加できることとする。また、特別練習会にも参加できる。

第4条 ビジター料金

本クラブのビジター料金は、4,400円（税込）（1回1名につき）とする。

第5条 特別練習会

本クラブの特別練習会料金は1,100円（税込）（1回1名につき）とする。なお、特別練習会には入会登録金・メンバー登録費を支払った会員のみ参加できることとする。

第6条 入会手続きに必要な手続き

本クラブに入会する者は、入会申込時に次の書類などを提出・掲示しなければならない。

- ① お客様情報
- ② クレジットカード情報
- ③ 口座情報
- ④ その他クラブが定める必要書類など

第7条 改正

本細則の改正は、本クラブが必要に応じてこれを行うことができるものとし、その際、改正内容はホームページ等の所定の場所に一定期間掲示するものとする。改正後の効力は、すべての会員に及ぶものとする。

第8条 本細則の発効

本細則は2026年2月1日より発効する。

